

常務理事	事務長	課長	係

サノフィ健康保険組合 御中

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

任意継続の資格を取得した後、毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

退職前の健康保険被保険者証		氏名	性別	生年月日
記号	番号	健康 太郎	男 女	〇〇〇〇年〇月〇日
1 2 3	9 8 7 6 5 4 3			
住 所				
〒100-0001 東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3 〇〇マンション 123号室				
携帯 電話	090-1234-5678	メール アドレス	Tarokenko @ kenko.co.jp	
口座情報（本人のものに限る）注）保険料の還付、返金が発生した場合にのみ使用。保険料の自動引落はできません。				
金融機関名：〇〇銀行		支店名：〇〇支店		口座種別：普通預金
口座番号：123456		口座名義（カタカナ）： ケンコウ タロウ		
勤務していた事業所名			資格喪失日（退職日の翌日）	
株式会社〇〇			20〇〇年〇月〇日	

被扶養者届						
氏名	性別	生年月日	続柄	職業	状況	
健康 花子	男 女	〇〇〇〇年〇月〇日	妻	パート	同居 別居	有り（ 60,000 ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し

どちらかにレを入れてください。

- ☒ マイナンバーカード（マイナ保険証）を保有している
☐ マイナンバーカードを保有していないため資格確認書が必要

納付方法（どちらかにレを入れてください。）	
☒ 毎月払い 毎月10日（土日祝日は翌営業日）までに 振込にて支払い 毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった 場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって 資格喪失となります。	☐ 前納払い 年度末3月分までを一括支払い 前納された保険料は、次の理由以外では返還で きませんので、ご注意ください。 ●就職して健康保険被保険者となったとき ●後期高齢者医療制度の被保険者となったとき ●被保険者本人が死亡したとき

- 退職後20日以内に健保に届くようにご提出ください。
 ●同月得喪・資格を取得した月に喪失した場合の保険料は、返金することができません。

例) 4月1日に任意継続取得、4月15日に任継を喪失→返金できません。
 4月1日に任意継続取得、5月15日に任継を喪失→返金できます。